

なお、詳細の結果については、報告書を刊行したので参考されたい。

## 2 昭和43年度社会教育調査(指定統計第83号)

### (1) 調査目的

この調査は、指定統計第83号によって実施したもので、社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料とする。

### (2) 調査の種類と範囲

#### ① 社会教育関係職員調査

- ア. 教育委員会の事務局において、社会教育に関する事務または技術に従事する職員
- イ. 社会教育法第15条に規定する社会教育委員
- ウ. スポーツ振興法第19条に規定する体育指導委員
- エ. 条例に基づき教育委員会の附属機関として置かれた社会教育に関する委員

#### ② 公民館調査

社会教育法第21条に規定する公民館

#### ③ 図書館調査

図書館法第2条に規定する図書館

#### ④ 博物館調査

- ア. 博物館法第2条に規定する博物館
- イ. 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設

#### ⑤ 青年学級調査

青年学級振興法第2条に規定する青年学級

#### ⑥ 社会教育講座調査

教育委員会または学校が開設した社会教育のための講座

#### ⑦ 社会体育施設調査

地方公共団体が、一般社会人の利用に供する目的で設置したスポーツ施設

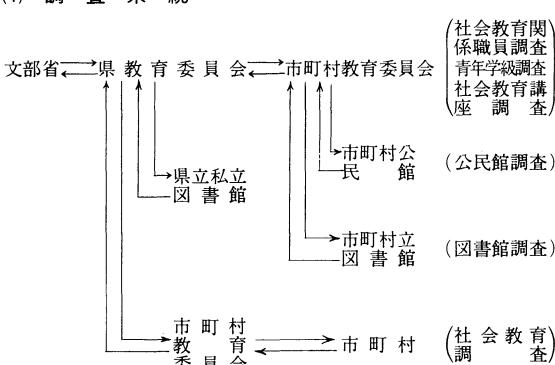
#### ⑧ 青少年教育施設調査

地方公共団体または、民法第34条の法人が、青少年の健全育成を目的として設置した施設で教育委員会の所管するもの。ただし、公民館調査、図書館調査、博物館調査の範囲に属するものを除く。

### (3) 調査期日

昭和43年6月1日で調査する。ただし、社会教育講座調査については昭和42年度間とする。

### (4) 調査系統

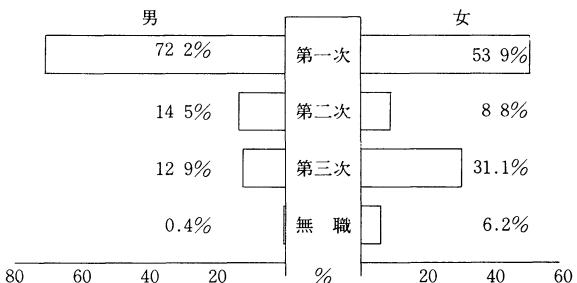


### (5) 調査の結果

社会教育関係職員調査

区分	課長	社会教育主事	社会教育主事補	事務職員	技術職員	その他	合計
市 専任	7	11	3	18	1	1	40
市 兼任		13		6			20
町 専任		17	2	32		4	55
町 兼任		13	1	19			33
村 専任	2	7	1	9	1	2	22
村 兼任		6	2	16			24
合計 専任	9	35	6	59	1	7	117
合計 兼任		32	3	41	1		77

從事している産業分類別学級生数



なお、詳細は報告書を刊行したので、参考されたい。

## 3 地方教育行財政調査

この調査は、昭和24年度から文部省と県教育委員会が共同で毎年実施しているものである。

その目的を要約すると、教育行政施策がより優位に樹立されるよう教育費の実態を調査して、教育施策を行なう人はもちろんのこと、広く県民に教育費のありかたを理解してもらうための基礎資料を作成提供することである。

調査の対象は、全公立学校と県および市町村教育委員会で調査の内容は次のとおりであるが、(1)～(3)までは教育費を分野別・財源別・支出項目別に区分して調査した。

- (1) 学校教育費の調査——学校教育のために要したいっさいの経費
- (2) 社会教育費の調査——公民館・図書館・体育施設・その他の社会教育・教育委員会が行なった社会教育活動・文化財保護などに要したいっさいの経費
- (3) 教育行政費の調査——教育委員会の所管する事業に要したいっさいの経費
- (4) 教育施設に伴う収入に関する調査——教育委員会所管にかかる学校その他の教育施設からの収入(国・県の補助金負担金・地方債・寄付金を除く)の決算額
- (5) 地方教育行政の調査——昭和43年5月1日現在における教育委員会の組織・構成等

以上の調査結果については、分野別・財源別・支出項目別等に分析し、「地方教育費の調査報告書・地方教育行政の調査報告書」として刊行した。

